

北区災害廃棄物処理計画
資料編

目 次

【共通資料】	1
資料1 用語の定義	3
資料2 災害廃棄物処理のタイムライン	7
資料3 覚書、協定の一覧	9
【がれき処理に関する資料】	11
資料4 地震災害における廃棄物発生量の推計	13
資料5 水害における廃棄物発生量の推計	27
【し尿処理に関する資料】	33
資料6 し尿処理必要量の推計結果	35
資料7 し尿処理に必要な資機材量の推計結果	39
【ごみ処理に関する資料】	43
資料8 生活ごみ、避難所ごみ量の推計結果	45
【区立公園等に関する資料】	47
資料9 仮置場等候補地に関する資料	49

【共通資料】

資料 1 用語の定義

一次仮置場

地区集積所等から区が回収したがれき等を集積し、分別後処理施設または二次仮置場に搬出するまでの間、保管するための仮置場で、区内に設置する。



写真 1-1 一次仮置場（平成 28 年熊本地震）

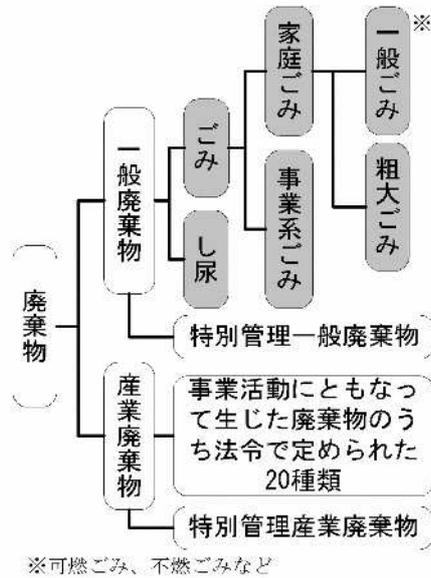
出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shinsai/detail/?id=KM-00-02-046&rtp=search&p=8&od=asc)

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shinsai/detail/?id=KM-00-02-014&rtp=search&p=4&od=asc)

一般廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類される。



応急集積場所

道路啓開や救助活動等の応急活動によって除去されたがれきの一時的な集積場所。

仮設トイレ

組み立て式のトイレブースと便器及び便槽のセットで排泄物を便槽に貯留する。便槽型仮設トイレをいう。区は、上下水道が被災した場合の備えとして、避難所や備蓄倉庫に一定数を確保している。

がれき

建物が倒壊することによって発生または焼失もしくは損壊した建物を解体することなどによって発生するコンクリートくず、木くず、金属くずその他の廃棄物。

簡易トイレ

組み立て式の便器にビニール袋をセットし、排泄後吸水ポリマー等で固形化するタイプの物。ポータブルトイレ、簡易便器ともいう。区は、上下水道が被災した場合の備えとして組み立て式ブースとともに、避難所や備蓄倉庫で一定数を確保している。

携帯トイレ

持ち運びができ、ビニール袋を既設の洋式便器等にセットし、排泄後吸水ポリマー等で固形化するタイプの物。

広域処理

被災地の施設だけでは処理しきれない多量の災害廃棄物を、全国の廃棄物処理施設の協力により処理すること。

公費解体（制度）

災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るための措置として、市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行う制度。

災害廃棄物

災害によって発生するがれき、片付けごみ、その他の廃棄物及び避難所ごみ、仮設トイレや家庭で使用した携帯トイレ等のし尿の総称。

災害用マンホールトイレ

災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校等に設置されている仮設のトイレで直接下水道に排泄可能なマンホールである。マンホールの上に組み立て式のトイレブースと便器を設置して使用する。

資源化物一時保管場所

破砕等の処理が終了し、資源物として再利用が可能になったがれきのうち、利用先が決まるまでの間、必要に応じて一時的に保管しておく場所。

し尿処理施設

清掃一組の品川清掃作業所、民間処理施設をいう。

その他、適正処理が困難な廃棄物

消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲン装置や非破壊検査用機器等の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど。

地区集積所

区立公園等を利用した住民に身近な場所に設置する仮置き集積場所。



写真 1-2 集積所（令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/r01_typh19/detail/?id=HA-50-01-002&rtp=search&p=2&od=asc)

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/r01_typh19/detail/?id=HA-06-01-001&rtp=search&p=6&od=asc)

中間処理

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理など、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に影響が出ないようにする処理のこと。

東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）

平成 12 年 4 月に特別区が地方自治法第 284 条に定める一部事務組合として設置した特別地方公共団体で特別区内から発生する一般廃棄物の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、清掃工場等の運営に係る経費は、特別区の分担金（主にごみ量による分担金）、清掃工場搬入時に徴収する手数料、資源の売却等の歳入により賄っている。

道路啓開

災害による道路損傷、倒壊物等のがれき、放置車両などで塞がれた道路について、緊急車両等の通行のため、最低限のがれき処理や簡易的な段差修正等を早急に行い、救助や救援のためのルートを確保すること。

二次仮置場

各区の一次仮置場のがれきを集積し、再度分別した後、破碎または焼却等の処理をするまでの間、保管する仮置場で、仮設処理施設や資源化物の一時保管場所を併設することもある。特別区内全域で数箇所の設置を想定している。



写真 1-3 二次仮置場（平成 28 年熊本地震）

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shinsai/detail/?id=KM-00-03-003&rtp=search&p=10&od=asc)

有害物質

石綿含有廃棄物、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等。

資料2 災害廃棄物処理のタイムライン

項目	平時 (処理計画事項)	初動期(1カ月まで)					応急期	復旧期					
		発災	～24H	～72H	～1週間	～3週間	～1カ月	～3カ月	～6カ月	～1年	～2年	～3年	
(計画・進行管理)		処理計画に基づく行動					実施計画に移行						
1	初動体制構築	災害対策本部の設置	指揮命令系統・体制の構築										
		職員派遣	特別区初動本部					特別区対策本部					
2	がれき処理発生量推計・処理能力把握	算定方法の決定				暫定値算定	見直し(随時)						
3	処理実施計画	基本方針の策定				基本方針の策定							
		実施計画の策定	実施計画の策定					実施計画の見直し					
4	国庫補助金事務	-	状況把握					状況報告・補助金申請					
5	進行管理	公表・報告						中間まとめ	年間まとめ	年間まとめ	年間まとめ		
6	受援体制	体制構築	受援体制の構築										
		支援の受入	支援の受入れ										
項目	平時 (処理計画事項)	初動期(1カ月まで)					応急期	復旧期					
(災害廃棄物処理)		発災	～24H	～72H	～1週間	～3週間	～1カ月	～3カ月	～6カ月	～1年	～2年	～3年	
		処理計画に基づく行動					実施計画に移行						
1	道路啓開	道路啓開	障害物の除去										
			応急集積場所、一次仮置場へ運搬										
2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動	救助活動										
			捜索活動										
3	応急集積場所の設置・運営	運営方法	設置	運営	一次仮置場へ運搬								
4	被災現場に散乱しがれきの収集運搬	収集運搬			一次仮置場へ運搬								
5	地区集積所の設置・運営	用地確保方法	設置	運営									
6	被災者による集荷、持ち込み	住民周知方法	住民周知										
		地区集積所	地区集積所での受入れ										
7	被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬	申請受付				範囲決定	準備	範囲公表	公費解体受付準備				
		事前調査							事前調査				
		解体実施・搬出								解体実施・搬出			
8	一次仮置場の整備・運営	整備運営	整備・運営管理										
		監視・モニタリング	監視・モニタリング										
9	二次仮置場の整備・運営	用地確保				用地交渉	契約	整備・暫定処理	改造・修繕	解体・整地			
		整備・運営	搬入・中間処理・搬出										
		監視・モニタリング	監視モニタリング										
10	災害廃棄物の処理	都内処理	処理方法	可能性把握			搬入・中間処理・最終処分						
11	災害廃棄物の広域処理	都外処理	都への事務委託				必要性検討・方針決定、協議・決定	広域搬出・(広域輸送・処理)					
12	し尿処理	処理体制の構築	収集運搬・処理										
13	生活ごみの処理	処理体制の構築	収集運搬・処理										

※各仮置場については、被害状況及び災害廃棄物の搬入状況を踏まえ、設置期間を延長する可能性がある。

目次		頁	生活環境部 (災対)				(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部
			総務班	受援班	資源管理班	処理班								
章	節	項目												
1	1	目的		●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	計画の位置づけ		●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	計画の対象		●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	4	災害廃棄物処理の実施主体	10	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	5	災害廃棄物処理の基本的な考え方	12	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	6	災害廃棄物処理の流れ	13	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
2	1	平常時												
	-1	組織体制の検討	24	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	-2	情報収集・連絡	34	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	-3	協力・支援(受援)体制	36	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	-4	道路啓開に伴うがれき処理	38	●									●	
	-5	公費解体に関するがれき処理	40	●								●	●	
	-6	仮置場等の確保	43	●		●		●					●	
	-7	応急集積場所の確保	45	●									●	
	-8	地区集積所の確保	46	●									●	
	-9	一次仮置場の確保	51	●		●		●					●	
	-10	二次仮置場の確保	57	●										
	-11	資源化物一時保管場所	57	●										
	-12	最終処分	57	●										
	-13	仮置場等の原状復帰	58	●										
	-14	し尿処理方法の検討	58	●										
	-15	生活ごみの処理方法の検討	61	●										
	-16	区民への事前周知	62	●		●		●	●			●	●	
	2	初動期(発災後1カ月まで)												
	-1	初動体制の構築	64	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	-2	がれき・片付けごみの処理	65	●	●	●	●	●			●	●	●	
	-3	し尿処理	76	●	●	●	●		●				●	
	-4	ごみ処理	82	●	●	●	●		●					
	-5	区民やボランティアへの周知	85	●				●	●		●			
	-6	(仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部との連携	86	●										
	-7	災害廃棄物処理実施計画の作成	87	●										
	3	応急期(おおよそ3カ月まで)												
	-1	発生量、要処理量、処理可能量の見直し(随時)	88	●									●	
	-2	公費解体範囲の公表	88	●									●	
	-3	国庫補助金対応	89	●		●	●							
	-4	特別区で連携した処理	89	●	●	●	●							
	4	復旧期(おおよそ3年まで)												
	-1	公費解体受付準備	92				●						●	
	-2	公費負担がれき処理	92				●						●	
	-3	進行管理	93	●										
	-4	災害廃棄物処理実施計画見直し	93	●										
	-5	仮置場の原状復帰	93			●	●							
	-6	特別区で連携した処理	94	●	●	●	●							
3	1	教育・訓練計画	95	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	処理計画の見直し	95	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	今後の取り組み	96	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

資料3 覚書、協定の一覧

1 覚書

機関名	覚書名	内容
都下水道局西部第二下水道事務所	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	下水道施設へのし尿搬入及び受入れ
東京都（下水道局）	北区におけるマンホール用仮設トイレに関する覚書	資機材の設置

2 協定

(1) 特別区、清掃一組、清掃協議会との連携

機関名	協定名	内容
特別区	特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定	相互支援
特別区、清掃一組	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	災害廃棄物処理
(一社) 東京環境保全協会	災害時における雇上車両の運用に関する協定	雇上車両の運用
東京廃棄物事業協同組合	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物の収集及び運搬
(一社) 東京環境保全協会		
(一社) 東京都中小建設業協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処理及び処分、二次仮置場の造成及び監理
(一社) 東京都産業資源循環協会		
(一社) 東京環境保全協会	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿の収集及び運搬
東京廃棄物事業協同組合		
株式会社京葉興業	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	し尿の受入れ並びに処理及び処分
株式会社太陽油化		

(2) 自治体間の相互応援にかかる協定

機関名	協定名	内容
群馬県甘楽町	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
群馬県中之条町	北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
群馬県前橋市	北区と前橋市の災害時における物資等の支援に関する協定	物資応援

埼玉県川口市	災害時における情報交換に関する協定 北区防災行政無線局設置等に関する協定	情報交換 無線設置
埼玉県蓮田市	北区と蓮田市との災害時における相互援助協定	相互応援
山形県酒田市	北区と酒田市との災害時における相互援助協定	相互応援
北海道清水町	渋沢栄一翁でつながる東京都北区と北海道清水町との次世代を築く連携及び協力に関する協定	相互応援
和歌山県和歌山市	東京都北区と和歌山県和歌山市との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
東京都及び都内の区市町村	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	相互応援

(3) 廃棄物処理関係団体との協定

機関名	協定名	内容
宇佐見産業株式会社 株式会社タカサゴ 株式会社ヒット	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給

(4) 建設業団体等との協定

機関名	協定名	内容
北区街灯保安会 北区造園協力会 (一社) 北区土木緊急工作隊	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区管工会 (一社) 北区建設業協会 (一社) 北区総合建設業協議会 北区電設工業会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
東京土建一般労働組合北支部	災害時における協力に関する協定	被災建築物の応急修理等
(一社) 東京都建築士事務所協会北支部	災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定	建築物応急危険度判定員等の派遣

【がれき処理に関する資料】

資料4 地震災害における廃棄物発生量の推計

【推計の流れ】

- ①前提とする被害想定の整理
- ②250mメッシュごとの地震被害想定結果の整理
(揺れ・液状化・急傾斜地の全壊・半壊棟数、焼失棟数)
- ③250mメッシュごとの災害廃棄物量【全体量】及び【種類別量】、【仮置場等必要面積】を算定
- ④250mメッシュの算定結果より町丁目別に集計

1 前提とする被害想定

災害廃棄物発生量を把握することを目的とし、被害想定を整理したうえで、検討を行った。発生量の把握にあたっては、東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害編）（令和6年3月改定）、東京都災害廃棄物処理計画等における地震被害想定との整合を図った。

表 4-1 被害想定 of 整理結果

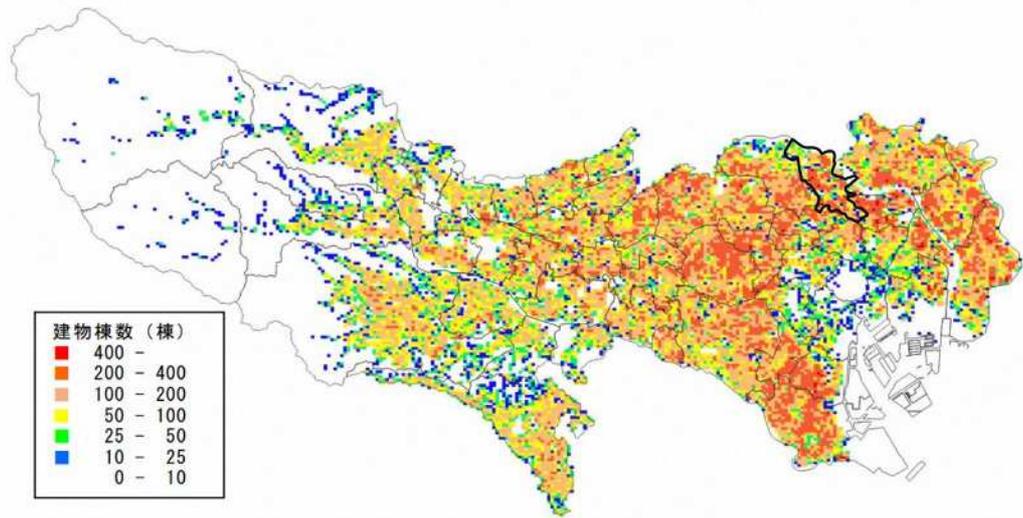
災害種別	資料名	想定	使用するデータ
地震	首都直下地震等による 東京の被害想定 (令和4年東京都防災会議)	都心南部直下地震 (M7.3) 冬夕方、風速8m ※被害量が最大となるため	250mメッシュの ゆれ、液状化、急傾 斜地による全壊・半 壊棟数、焼失棟数

表 4-2 その他使用したデータ

その他使用したデータ	資料名
町丁目 (行政界データ)	東京都 1/2500 地形図 (都市整備局) 令和3年度

2 地震被害想定結果

(1) 木造建物棟数

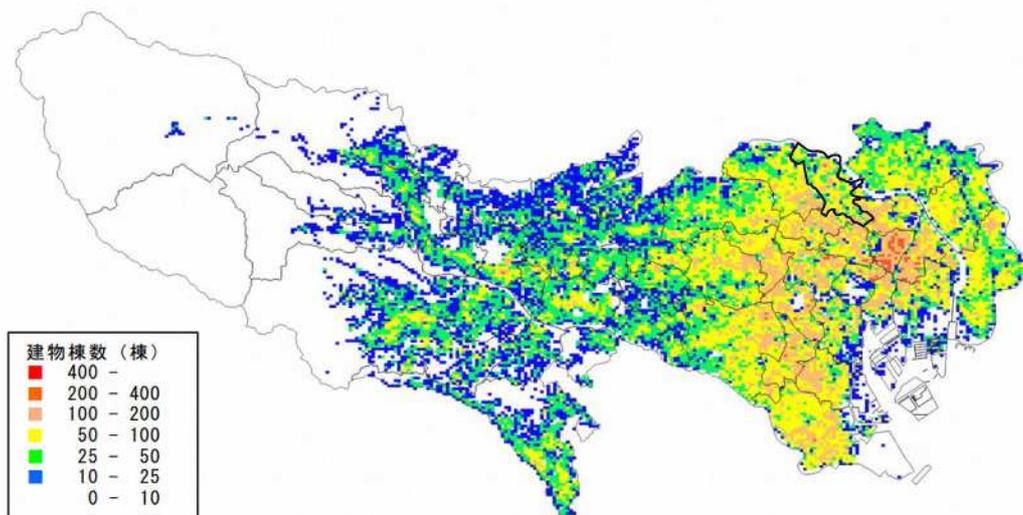


木造建物棟数＝旧築年（～1962年）＋中築年①（1963年～1971年）
＋中築年②（1972年～1980年）＋新築年①（1981年～1990年）
＋新築年②（1991年～2000年）＋新築年③（2001年～）

図 4-1 木造建物棟数の分図

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年東京都防災会議）

(2) 非木造建物棟数



非木造建物棟数＝旧築年（～1971年）＋中築年（1972年～1980年）
＋新築年（1981年～）

図 4-2 非木造建物棟数の分図

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年東京都防災会議）

(3) 建物被害

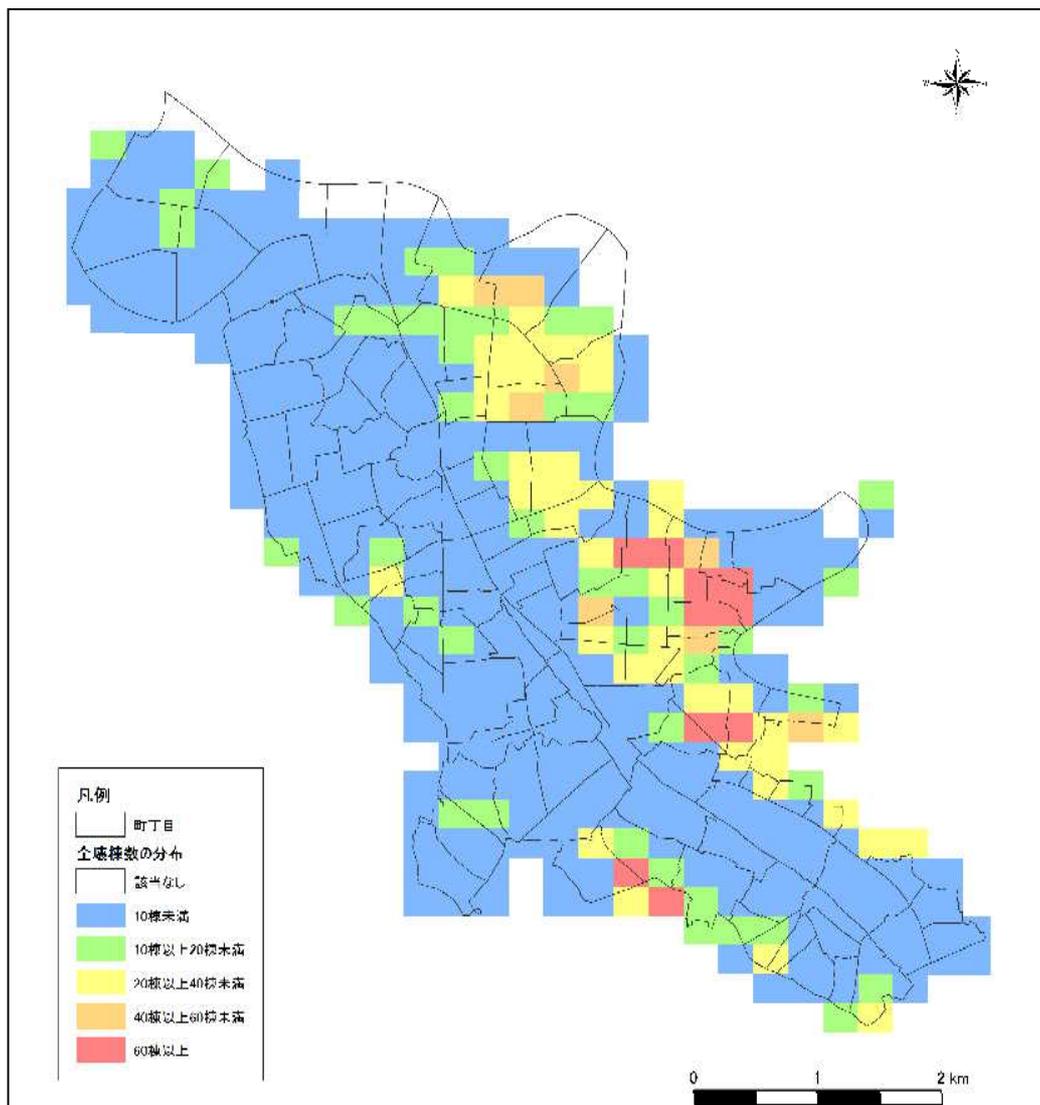
表 4-3 ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による区市町村別建物被害（都心南部直下地震）

	原因別建物全壊棟数				原因別建物半壊棟数			
	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊	計	ゆれ	液状化	急傾斜地崩壊
千代田区	150	146	4	0	602	584	18	0
中央区	714	700	14	0	1,366	1,318	49	0
港区	782	769	7	6	1,900	1,847	40	12
新宿区	530	515	12	3	3,117	3,047	64	6
文京区	468	444	23	0	2,461	2,331	130	1
台東区	2,330	2,286	44	0	4,560	4,404	156	0
墨田区	5,398	5,363	34	0	7,682	7,543	139	0
江東区	6,600	6,574	27	0	7,756	7,589	167	0
品川区	2,892	2,868	22	1	6,038	5,915	121	3
目黒区	1,827	1,821	6	1	4,551	4,508	40	2
大田区	8,538	8,302	233	3	15,291	14,008	1,277	6
世田谷区	6,464	6,439	14	10	17,036	16,892	123	21
渋谷区	1,312	1,301	11	0	3,418	3,342	76	0
中野区	665	658	7	0	3,953	3,914	39	0
杉並区	2,544	2,536	8	0	10,046	9,996	50	0
豊島区	816	794	22	0	3,936	3,831	105	0
北区	3,222	3,178	41	3	7,599	7,388	204	6
荒川区	5,388	5,374	14	0	6,908	6,845	63	0
板橋区	1,760	1,692	64	4	7,497	7,100	388	9
練馬区	1,436	1,403	33	0	9,370	9,139	230	0
足立区	11,952	11,848	104	0	22,210	21,614	596	0
葛飾区	4,589	4,119	470	0	12,060	9,155	2,905	0
江戸川区	6,656	6,370	286	0	13,867	11,872	1,995	0
区部計	77,031	75,501	1,499	31	173,223	164,183	8,973	67
八王子市	454	415	8	32	4,240	4,090	77	73
立川市	41	41	0	0	537	533	4	0
武蔵野市	251	249	1	0	1,482	1,470	12	0
三鷹市	538	528	4	5	2,398	2,351	35	12
青梅市	19	11	2	6	167	141	13	14
府中市	519	515	2	2	2,782	2,761	17	3
昭島市	14	14	1	0	221	216	5	0
調布市	612	605	7	1	2,535	2,477	57	1
町田市	907	894	1	12	5,676	5,637	11	27
小金井市	212	211	1	0	1,368	1,360	7	1
小平市	286	286	0	0	2,106	2,106	0	0
日野市	209	203	2	4	1,587	1,558	20	9
東村山市	57	56	1	0	656	643	13	0
国分寺市	195	195	0	0	1,424	1,423	1	0
国立市	64	64	0	0	529	527	1	0
福生市	0	0	0	0	8	8	0	0
狛江市	125	124	2	0	835	822	13	0
東大和市	23	22	1	0	283	274	9	0
清瀬市	64	62	2	0	571	549	22	0
東久留米市	84	76	8	0	826	754	72	0
武蔵村山市	7	7	0	0	110	109	1	0
多摩市	121	115	2	4	1,095	1,057	28	10
稲城市	149	142	3	5	955	913	31	11
羽村市	0	0	0	0	6	6	0	0
あきる野市	3	0	0	3	12	6	0	6
西東京市	198	197	1	0	1,670	1,659	11	0
瑞穂町	0	0	0	0	7	7	0	0
日の出町	3	0	0	3	10	1	2	7
檜原村	12	0	0	12	29	0	1	28
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩計	5,168	5,030	50	89	34,124	33,457	465	203
都計	82,199	80,530	1,549	120	207,348	199,640	9,438	270

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年東京都防災会議）

(4) 全壊棟数

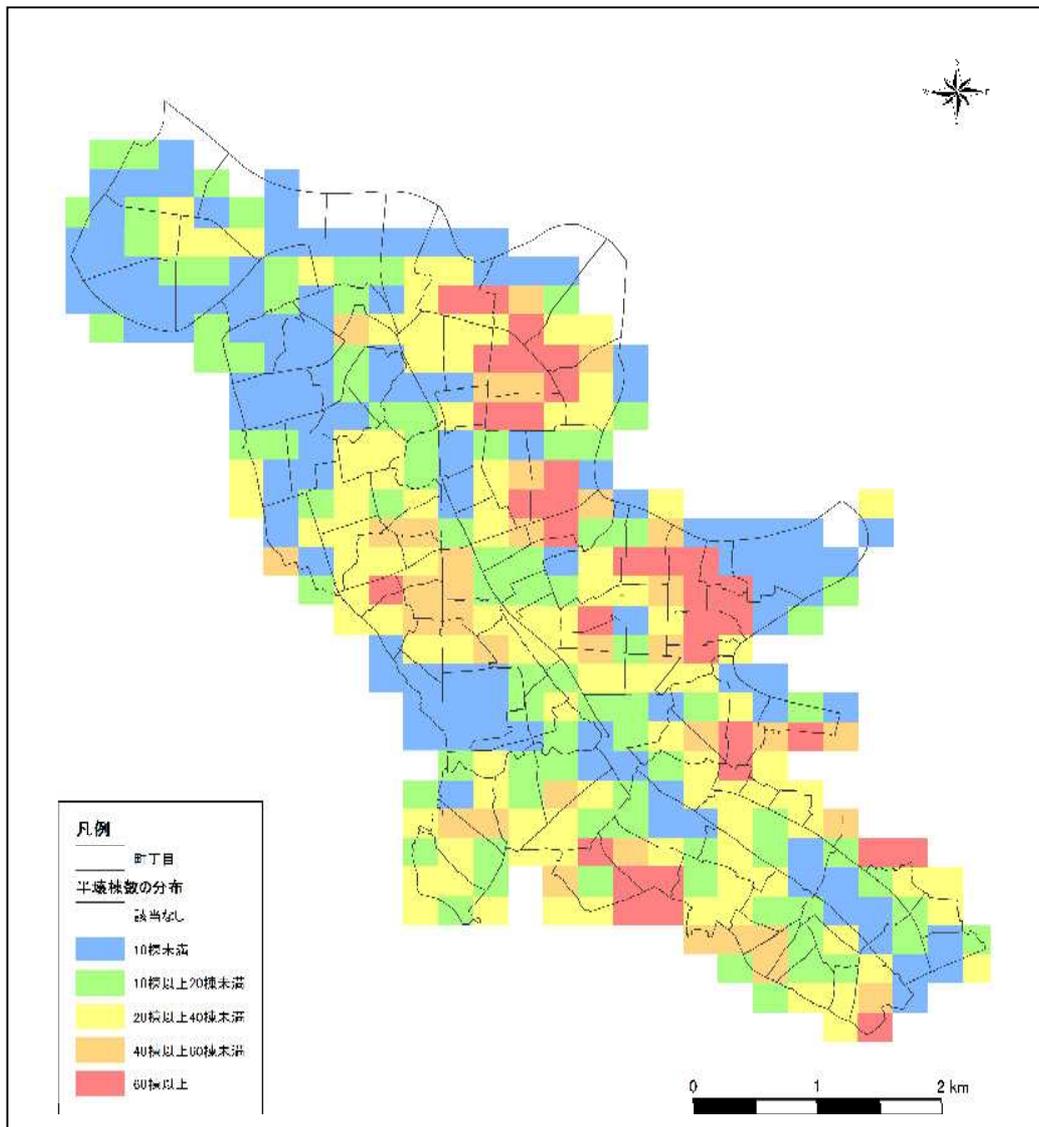


全壊棟数＝揺れによる全壊棟数＋液状化による全壊棟数＋急傾斜地崩壊による全壊棟数

図 4-3 都心南部直下地震 (M7.3) 全壊棟数 (ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊)

出典 首都直下地震等による東京の被害想定 (令和4年東京都防災会議)

(5) 半壊棟数



半壊棟数＝揺れによる半壊棟数＋液状化による半壊棟数＋急傾斜地崩壊による半壊棟数

図 4-4 都心南部直下地震（M7.3）半壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年東京都防災会議）

(6) 焼失棟数 (冬夕方、風速8m)

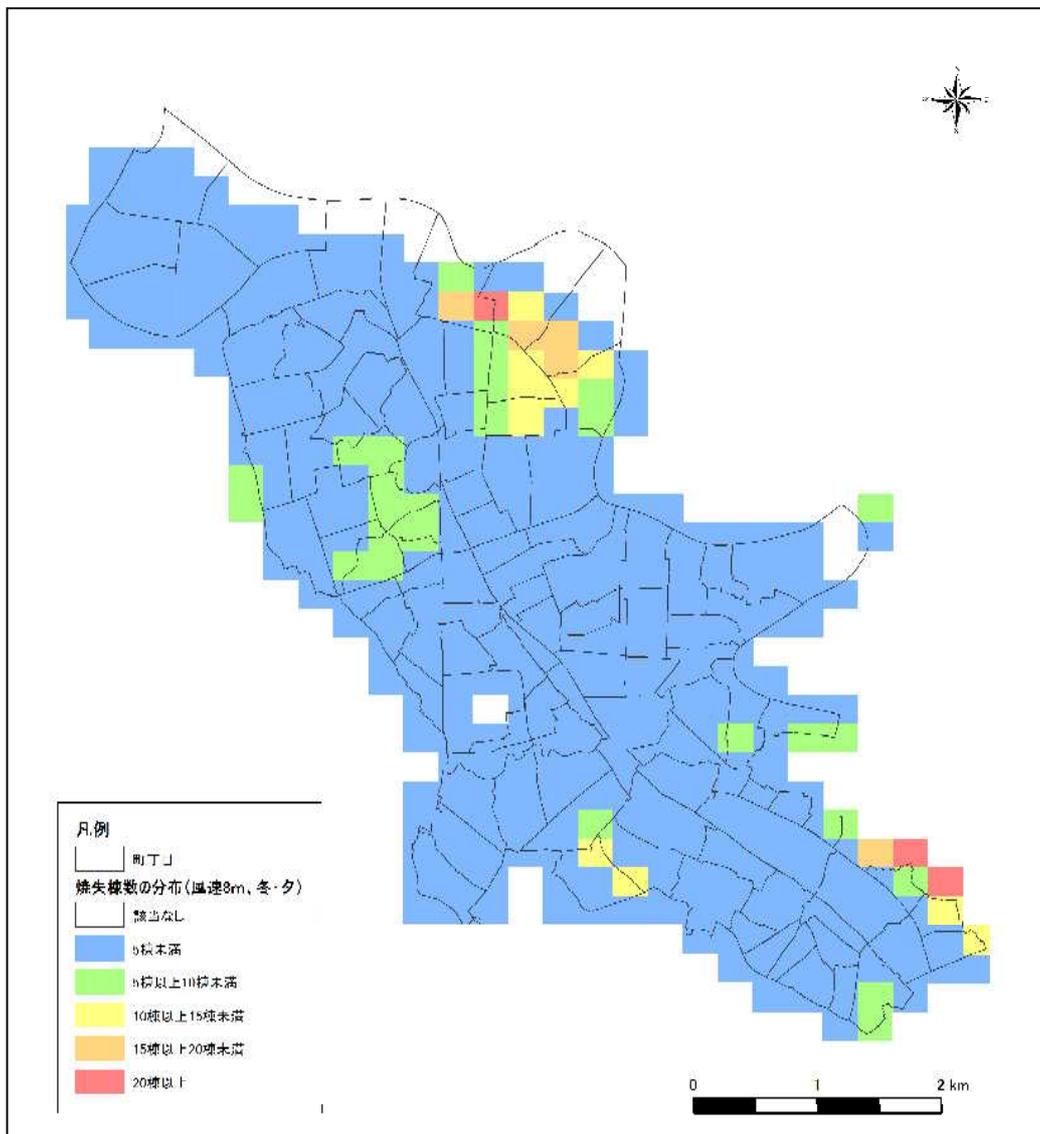


図 4-5 都心南部直下地震 (M7.3) 焼失棟数 (冬夕方、風速8m)

出典 首都直下地震等による東京の被害想定 (令和4年東京都防災会議)

3 災害廃棄物発生量の推計方法

(1) 災害廃棄物発生量【全体量】

以下の推計式を採用した。

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y : 災害廃棄物全体量 (トン)

Y₁ : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物 (=解体廃棄物) 量 (トン)

Y₂ : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (トン)

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄ : 被害棟数 (棟)

添え字 1 : 住家全壊, 2 : 非住家全壊, 3 : 住家半壊, 4 : 非住家半壊

a : 解体廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁ : 木造床面積 (m²/棟) A₂ : 非木造床面積 (m²/棟)

a₁ : 木造建物発生原単位 (トン/m²) a₂ : 非木造建物発生原単位 (トン/m²)

r₁ : 解体棟数の構造割合 (木造) (-) r₂ : 解体棟数の構造割合 (非木造) (-)

b₁ : 全壊建物解体率 (-)、 b₂ : 半壊建物解体率 (-)※

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP : 片付けごみ及び公物等発生原単位 (トン/棟)

図 4-6 災害廃棄物発生量【全体量】の推計式

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

(2) 推計式における各種原単位及び割合等

(1) の推計式において、各種原単位及び割合については、下表のとおり設定した。
 延べ床面積（木造建物： A_1 、非木造建物： A_2 ）については、令和5年度の固定資産の価格等の概要調書より、 A_1 ： $0.5\text{m}^2/\text{棟}$ 、 A_2 ： $1.2\text{m}^2/\text{棟}$ とした。
 また、解体棟数の木造、非木造の割合については、都道府県ごとの設定値（木造：87.1%、非木造：12.9%）を用いた。

表 4-4 推計式における各種原単位及び割合

項目	細目	記号	単位	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	a_1	トン/ m^2	0.5			
	非木造建物	a_2					
延床面積	木造建物	A_1	$\text{m}^2/\text{棟}$	市町村ごとあるいは都道府県ごとに固定資産の価格等の概要調書（総務省）より入手（p.5に都道府県別の参考値を記載）※毎年6月頃にデータが更新されるため最新データを入力すること。 【固定資産の価格等の概要調書】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/czei_shiryo_ichiran.html			
	非木造建物	A_2					
解体棟数の木造、非木造の割合	木造：非木造	r_1 ： r_2	—	・都道府県ごとの設定値を参考として掲載（p.6、表6参照） ・地域防災計画に示される被害想定の結果を用い災害廃棄物量を推計する場合、被害想定結果には建物構造別に被害量が算定されているケースもあるため、その値を用いることが可能。			
建物解体率	全壊	b_1	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊 [※]	b_2	—	0.25 (0)	0.25 (0)	0.1 (0)	
片付けごみ及び公物等発生原単位	全壊棟数	CP	トン/棟	53.5	82.5	30.3	164

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること。

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

(3) 災害廃棄物の種類組成

災害廃棄物の種類組成については、熊本地震の割合を採用した。

表 4-5 種類組成（熊本地震）

可燃 (%)		不燃 (%)		
柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず
15.3	5.4	30.0	48.5	0.8
20.7		79.3		

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

(4) 区全体の発生量

(1)～(3)の条件により、発生量を算定すると、表のとおりである。

表 4-6 災害廃棄物（冬夕方・風速 8 m/s）の発生量【組成種別】

都心南部直下地震	合計※	組成（木造・非木造・焼失合計）				
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず
重量（万 t）	90.1	13.8	4.9	27.0	43.7	0.7
体積（万 m ³ ）	111.6	34.5	12.2	24.6	39.7	0.7

※推計結果の過程での端数調整の影響から都被害想定の数値と一致しない。

(5) 一次仮置場の必要面積の算定

(4)で得られた数値をもとに、災害廃棄物発生量から見かけ比重を除いて体積へ換算したうえで、積み上げ高さ及び作業スペースの割合により必要面積を算定した結果、44.6 万 m²が必要となる。

表 4-7 係数等の設定

見かけ比重（t/m ³ ）		積み上げ高さ（m）	作業スペース割合（100%）
可燃物	不燃物		
0.4	1.1	5	1

$$\text{面積} = \text{発生量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2

表 4-8 必要面積（万 m²）

合計	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず
44.6	13.8	4.9	9.8	15.9	0.3

※小数点以下の端数調整の影響から合計と一致しない。

4 町丁目別災害廃棄物発生量

(1) 区全体の発生量

区全域における町丁目別発生量を色分けすると、下図のとおりである。3 (1) ~ (3) の条件により、発生量を算定すると、表のとおりである。

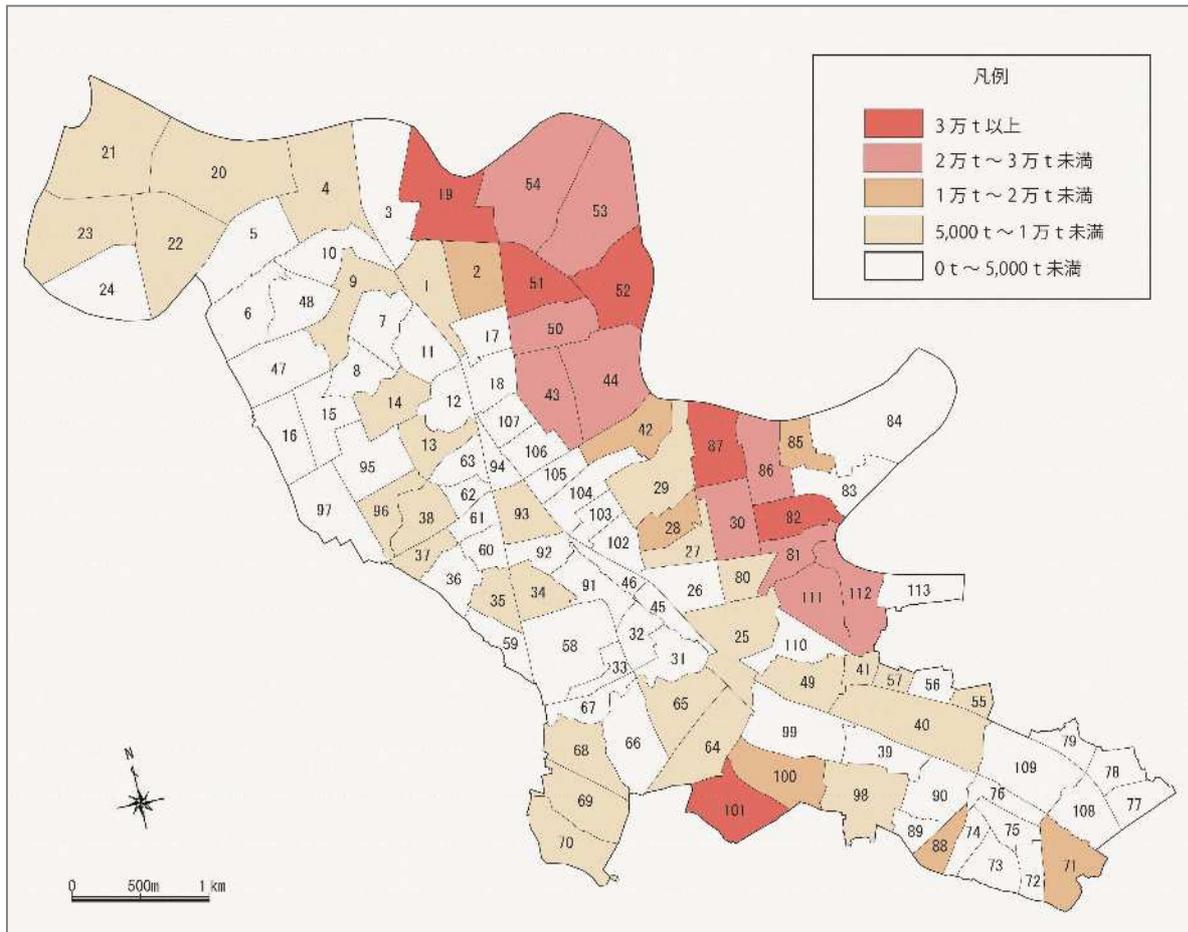


図 4-7 町丁目別災害廃棄物量発生量 (t) 都心南部直下地震 (冬夕方・風速 8 m / s)

(2) 町丁目別災害廃棄物の発生量

表 4-9 町丁目別災害廃棄物の発生量 (単位: t)

町丁目	がれき 発生量	組成					
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリ ートがら	金属くず	
1	赤羽一丁目	5,691	871	307	1,707	2,760	46
2	赤羽二丁目	13,855	2,120	748	4,156	6,720	111
3	赤羽三丁目	1,142	175	62	343	554	9
4	赤羽北一丁目	5,093	779	275	1,528	2,470	41
5	赤羽北二丁目	2,573	394	139	772	1,248	21
6	赤羽北三丁目	1,726	264	93	518	837	14
7	赤羽台一丁目	1,256	192	68	377	609	10
8	赤羽台二丁目	38	6	2	11	18	0
9	赤羽台三丁目	8,831	1,351	477	2,649	4,283	71
10	赤羽台四丁目	1,499	229	81	450	727	12
11	赤羽西一丁目	3,531	540	191	1,059	1,713	28
12	赤羽西二丁目	3,204	490	173	961	1,554	26
13	赤羽西三丁目	5,234	801	283	1,570	2,538	42
14	赤羽西四丁目	7,912	1,211	427	2,374	3,837	63
15	赤羽西五丁目	74	11	4	22	36	1
16	赤羽西六丁目	3,712	568	200	1,114	1,800	30
17	赤羽南一丁目	4,178	639	226	1,253	2,026	33
18	赤羽南二丁目	597	91	32	179	290	5
19	岩淵町	35,247	5,393	1,903	10,574	17,095	282
20	浮間一丁目	8,640	1,322	467	2,592	4,190	69
21	浮間二丁目	8,316	1,272	449	2,495	4,033	67
22	浮間三丁目	5,650	865	305	1,695	2,740	45
23	浮間四丁目	7,008	1,072	378	2,102	3,399	56
24	浮間五丁目	786	120	42	236	381	6
25	王子一丁目	5,036	770	272	1,511	2,442	40
26	王子二丁目	4,309	659	233	1,293	2,090	34
27	王子三丁目	5,234	801	283	1,570	2,538	42
28	王子四丁目	10,278	1,573	555	3,083	4,985	82
29	王子五丁目	9,803	1,500	529	2,941	4,755	78
30	王子六丁目	24,034	3,677	1,298	7,210	11,656	192
31	王子本町一丁目	2,641	404	143	792	1,281	21
32	王子本町二丁目	1,143	175	62	343	554	9
33	王子本町三丁目	507	78	27	152	246	4
34	上十条一丁目	7,264	1,111	392	2,179	3,523	58
35	上十条二丁目	6,801	1,041	367	2,040	3,298	54
36	上十条三丁目	3,182	487	172	954	1,543	25
37	上十条四丁目	9,726	1,488	525	2,918	4,717	78
38	上十条五丁目	8,299	1,270	448	2,490	4,025	66
39	上中里一丁目	2,073	317	112	622	1,005	17
40	上中里二丁目	8,661	1,325	468	2,598	4,201	69
41	上中里三丁目	8,654	1,324	467	2,596	4,197	69

町丁目		がれき 発生量	組成				
			柱角材	可燃物	不燃物	コンクリ ートがら	金属くず
42	神谷一丁目	15,505	2,372	837	4,652	7,520	124
43	神谷二丁目	22,524	3,446	1,216	6,757	10,924	180
44	神谷三丁目	22,469	3,438	1,213	6,741	10,898	180
45	岸町一丁目	1,386	212	75	416	672	11
46	岸町二丁目	2,110	323	114	633	1,023	17
47	桐ヶ丘一丁目	1,588	243	86	476	770	13
48	桐ヶ丘二丁目	76	12	4	23	37	1
49	栄町	6,363	974	344	1,909	3,086	51
50	志茂一丁目	26,073	3,989	1,408	7,822	12,645	209
51	志茂二丁目	33,008	5,050	1,782	9,902	16,009	264
52	志茂三丁目	31,230	4,778	1,686	9,369	15,147	250
53	志茂四丁目	21,931	3,355	1,184	6,579	10,636	175
54	志茂五丁目	23,573	3,607	1,273	7,072	11,433	189
55	昭和町一丁目	8,249	1,262	445	2,475	4,001	66
56	昭和町二丁目	4,493	687	243	1,348	2,179	36
57	昭和町三丁目	5,957	911	322	1,787	2,889	48
58	十条台一丁目	1,219	186	66	366	591	10
59	十条台二丁目	681	104	37	204	331	5
60	十条仲原一丁目	3,235	495	175	971	1,569	26
61	十条仲原二丁目	3,356	513	181	1,007	1,628	27
62	十条仲原三丁目	3,956	605	214	1,187	1,918	32
63	十条仲原四丁目	3,014	461	163	904	1,462	24
64	滝野川一丁目	6,124	937	331	1,837	2,970	49
65	滝野川二丁目	5,009	766	271	1,503	2,429	40
66	滝野川三丁目	3,367	515	182	1,010	1,633	27
67	滝野川四丁目	3,361	514	182	1,008	1,630	27
68	滝野川五丁目	7,260	1,111	392	2,178	3,521	58
69	滝野川六丁目	9,610	1,470	519	2,883	4,661	77
70	滝野川七丁目	7,056	1,080	381	2,117	3,422	56
71	田端一丁目	17,813	2,725	962	5,344	8,639	143
72	田端二丁目	3,071	470	166	921	1,489	25
73	田端三丁目	4,106	628	222	1,232	1,991	33
74	田端四丁目	1,224	187	66	367	594	10
75	田端五丁目	1,726	264	93	518	837	14
76	田端六丁目	1,103	169	60	331	535	9
77	田端新町一丁目	545	83	29	163	264	4
78	田端新町二丁目	2,932	449	158	880	1,422	23
79	田端新町三丁目	3,820	584	206	1,146	1,853	31
80	豊島一丁目	5,941	909	321	1,782	2,881	48
81	豊島二丁目	20,197	3,090	1,091	6,059	9,796	162
82	豊島三丁目	32,679	5,000	1,765	9,804	15,849	261
83	豊島四丁目	652	100	35	196	316	5
84	豊島五丁目	1,288	197	70	386	625	10
85	豊島六丁目	15,368	2,351	830	4,610	7,453	123

町丁目		がれき 発生量	組成				
			柱角材	可燃物	不燃物	コンクリ ートがら	金属くず
86	豊島七丁目	29,555	4,522	1,596	8,866	14,334	236
87	豊島八丁目	38,612	5,908	2,085	11,584	18,727	309
88	中里一丁目	11,033	1,688	596	3,310	5,351	88
89	中里二丁目	4,949	757	267	1,485	2,400	40
90	中里三丁目	3,065	469	166	919	1,486	25
91	中十条一丁目	4,363	667	236	1,309	2,116	35
92	中十条二丁目	2,649	405	143	795	1,285	21
93	中十条三丁目	7,172	1,097	387	2,151	3,478	57
94	中十条四丁目	1,219	186	66	366	591	10
95	西が丘一丁目	3,311	507	179	993	1,606	26
96	西が丘二丁目	5,758	881	311	1,727	2,793	46
97	西が丘三丁目	2,904	444	157	871	1,408	23
98	西ヶ原一丁目	9,719	1,487	525	2,916	4,713	78
99	西ヶ原二丁目	4,735	724	256	1,420	2,296	38
100	西ヶ原三丁目	13,567	2,076	733	4,070	6,580	109
101	西ヶ原四丁目	32,014	4,898	1,729	9,604	15,527	256
102	東十条一丁目	3,151	482	170	945	1,528	25
103	東十条二丁目	1,180	180	64	354	572	9
104	東十条三丁目	1,272	195	69	382	617	10
105	東十条四丁目	4,903	750	265	1,471	2,378	39
106	東十条五丁目	4,019	615	217	1,206	1,949	32
107	東十条六丁目	1,142	175	62	343	554	9
108	東田端一丁目	1,181	181	64	354	573	9
109	東田端二丁目	3,707	567	200	1,112	1,798	30
110	堀船一丁目	3,949	604	213	1,185	1,915	32
111	堀船二丁目	21,050	3,221	1,137	6,315	10,209	168
112	堀船三丁目	27,722	4,242	1,497	8,317	13,445	222
113	堀船四丁目	3,467	530	187	1,040	1,682	28

※推計結果の過程での端数調整での単数調整の影響により、棟数の合計が入力数値と一致しない場合がある。

5 地区集積所への搬入量の推計方法

(1) 地区集積所への搬入量【全体量】

地区集積所へは、家庭からの片付けごみ（粗大ごみ等）が排出されると想定し、被害棟数に1棟あたりの発生量を乗じて推計した。

$$\text{地区集積所へのごみ搬入量} = \text{①被害棟数（棟）} \times \text{②1棟あたりの発生量（t/棟）}$$

表 4-10 推計結果

項 目	数 量	単 位
① 被害棟数	11,362	棟
② 発生原単位 ^{※1}	2.5	t/棟
単位容積重量 ^{※2}	0.09	t/m ³
地区集積所ごみ搬入量（全体）	28,405	t
地区集積所ごみ搬入容量（全体）	315,611	m ³

※1 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

※2 ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（不燃・粗大・容器包装リサイクル施設計画時の品目別原単位例 「可燃性粗大ごみ」）

(2) 地区集積所の必要面積の算定

(1) で得られた数値をもとに、積み上げ高さ及び作業スペースの割合により必要面積を算定した結果、31.6 万 m²が必要となる。

なお、積み上げ高さについては、地区集積所は一次仮置場より狭い場所がほとんどであるため、区民の搬入や搬出時の安全性を考慮し、2 mとする。

表 4-11 係数等の設定

積み上げ高さ (m)	作業スペース割合 (100%)
2	1

$$\text{面積} = \text{搬入容量} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

資料5 水害における廃棄物発生量の推計

【推計の流れ】

- ①前提とする被害想定の整理
- ②ハザードマップの整理（浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）
- ③町丁目ごとの浸水深別棟数、家屋倒壊等氾濫想定区域における被災棟数を把握
- ④災害廃棄物量【全体量】及び【種類別量】、【仮置場等必要面積】を算定

1 前提とする被害想定

災害廃棄物発生量を把握することを目的とし、被害想定を整理したうえで、検討を行った。発生量の把握にあたっては、風水害にかかるハザードマップのうち、被害が最大となる荒川の氾濫について推計を行った。

表 5-1 被害想定の整理結果

災害種別	資料名	想定	使用するデータ
水害	東京都北区洪水ハザードマップ ～荒川が氾濫した場合～（令和6年（2024年）3月 東京都北区）	被害量が最大となるため	浸水深別被害棟数、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する被害棟数

表 5-2 その他使用したデータ

その他使用したデータ	資料名
町丁目（行政界データ）	東京都1/2500地形図（都市整備局）令和3年度

表 5-3 被害棟数（推計）

浸水深	0m以上	0.5m以上	3.0m以上	5.0m以上	10.0m	合計
	0.5m未満	3.0m未満	5.0m未満	10.0m未満	以上	
全体被災棟数	416	10,392	19,309	6,743	6	36,866
うち家屋倒壊等氾濫想定区域	-	108	4,118	4,202	4	8,432
うち木造想定棟数※	-	72	2,718	2,774	3	5,567

※木造の割合は「固定資産の価格等の概要」（令和5年度）から66%を想定

表 5-4 その他使用したデータ

全壊・半壊等の条件	被害棟数
床下浸水：0.5m未満	416
床上浸水：0.5m以上 3.0m未満	10,392
半壊：3.0m以上（家屋倒壊等氾濫想定区域の木造の想定棟数を除く）	20,563
全壊：家屋倒壊等氾濫想定区域のうち 3.0m以上の木造の想定棟数	5,495
合 計	36,866

2 災害廃棄物発生量の推計方法

(1) 災害廃棄物発生量【全体量】

以下の推計式を採用した。

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y：災害廃棄物全体量（トン）

Y₁：建物解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y₂：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊，2：非住家全壊，3：住家半壊，4：非住家半壊

a：解体廃棄物発生原単位（t/棟）

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁：木造床面積（m²/棟） A₂：非木造床面積（m²/棟）

a₁：木造建物発生原単位（トン/m²） a₂：非木造建物発生原単位（トン/m²）

r₁：解体棟数の構造割合（木造）（－） r₂：解体棟数の構造割合（非木造）（－）

b₁：全壊建物解体率（－）、 b₂：半壊建物解体率（－）※

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP：片付けごみ及び公物等発生原単位（トン/棟）

図 5-1 災害廃棄物発生量【全体量】の推計式

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

(2) 推計式における各種原単位及び割合等

(1) の推計式において、各種原単位及び割合については、下表のとおり設定した。

延べ床面積（木造建物： A_1 、非木造建物： A_2 ）については、令和5年度の固定資産の価格等の概要調書より、 $A_1 : 0.5\text{m}^2/\text{棟}$ 、 $A_2 : 1.2\text{m}^2/\text{棟}$ とした。

また、解体棟数の木造、非木造の割合については、都道府県ごとの設定値（木造：87.1%、非木造：12.9%）を用いた。

表 5-5 推計式における各種原単位及び割合

項目	細目	記号	単位	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	a_1	トン/ m^2	0.5			
	非木造建物	a_2					
延床面積	木造建物	A_1	$\text{m}^2/\text{棟}$	市町村ごとあるいは都道府県ごとに固定資産の価格等の概要調書（総務省）より入手（p.5に都道府県別の参考値を記載）※毎年6月頃にデータが更新されるため最新データを入力すること。 【固定資産の価格等の概要調書】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/czei_shiryo_ichiran.html			
	非木造建物	A_2					
解体棟数の木造、非木造の割合	木造：非木造	$r_1 : r_2$	—	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県ごとの設定値を参考として掲載（p.6、表6参照） 地域防災計画に示される被害想定の結果を用い災害廃棄物量を推計する場合、被害想定結果には建物構造別に被害量が算定されているケースもあるため、その値を用いることが可能。 			
建物解体率	全壊	b_1	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊 [※]	b_2	—	0.25 (0)	0.25 (0)	0.1 (0)	
片付けごみ及び公物等発生原単位	全壊棟数	CP	トン/棟	53.5	82.5	30.3	164

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること。

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

(3) 災害廃棄物の種類組成

災害廃棄物の種類組成については、平成27年9月関東・東北豪雨（常総市）の割合を採用した。

表 5-6 種類組成（常総市）

可燃 (%)		不燃 (%)				土砂
柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	
2.1	4.4	70.5	9.9	0.6	0.6	12.0
6.4		81.6				12.0

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

(4) 区全体の発生量

(1)～(3)の条件により、発生量を算定すると、表のとおりである。

表 5-7 災害廃棄物（荒川）の発生量【組成種別】

荒川	合計※	組成						
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他(不燃)	土砂
重量(万t)	90.1	1.8	3.9	63.5	8.9	0.5	0.5	10.8
体積(万m ³)	87.3	4.6	9.8	57.8	8.1	0.5	0.5	6.0

※小数点以下の端数調整の影響から合計と一致しない。

(5) 一次仮置場の必要面積の算定

(4)で得られた数値をもとに、災害廃棄物発生量から見かけ比重を除いて体積へ換算したうえで、積み上げ高さ及び作業スペースの割合により必要面積を算定した結果、34.9万m²が必要となる。

表 5-8 係数等の設定

見かけ比重 (t/m ³)			積み上げ高さ (m)	作業スペース割合 (100%)
可燃物	不燃物	土砂		
0.4	1.1	1.8	5	1

$$\text{面積} = \text{発生量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

出典 災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2

表 5-9 必要面積 (万m²)

合計	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他(不燃物)	土砂
34.9	1.8	3.9	23.1	3.2	0.2	0.2	2.4

※小数点以下の端数調整の影響から合計と一致しない。

3 地区集積所への搬入量の推計方法

(1) 地区集積所への搬入量【全体量】

地区集積所へは、家庭からの片付けごみ（粗大ごみ等）が排出されると想定し、被害棟数に1棟あたりの発生量を乗じて推計した。

$$\text{地区集積所へのごみ搬入量} = \text{①被害棟数（棟）} \times \text{②1棟あたりの発生量（t/棟）}$$

表 5-10 推計結果

項 目	数 量	単 位
①被害棟数	36,866	棟
②発生原単位 ^{※1}	1.7	t/棟
単位容積重量 ^{※2}	0.09	t/m ³
地区集積所ごみ搬入量（全体）	62,672	t
地区集積所ごみ搬入容量（全体）	696,358	m ³

※1 災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2

※2 ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（不燃・粗大・容器包装リサイクル施設計画時の品目別原単位例 「可燃性粗大ごみ」）

(2) 地区集積所の必要面積の算定

(1) で得られた数値をもとに、積み上げ高さ及び作業スペースの割合により必要面積を算定した結果、69.6 万 m²が必要となる。

なお、積み上げ高さについては、地区集積所は一次仮置場より狭い場所がほとんどであるため、区民の搬入や搬出時の安全性を考慮し、2 mとする。

表 5-11 係数等の設定

積み上げ高さ (m)	作業スペース割合 (100%)
2	1

$$\text{面積} = \text{搬入容量} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

【し尿処理に関する資料】

資料6 し尿処理必要量の推計結果

1 全体発生量の推計

【前提条件】

- ・推計方法は、災害廃棄物対策指針（技術資料 14-3）に基づく。
- ・断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する区民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時的に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅区民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する区民は、上水道が支障する世帯の半数とし、残りの在宅区民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。
- ・都心南部直下地震（冬の夕方・風速 8 m/s）を想定した都の被害想定結果を前提とする。被害想定結果の概要は以下のとおりである。
 - ✓基準となる総人口は、夜間人口として 355,213 人が採用されている。（令和 2 年国勢調査）
 - ✓断水による避難者数について、上水道断水率（31.5%）が採用されている。
 - ✓なお、避難者のうち、避難所への避難者数を約 67%（57,832 人）としている。

表 6-1 推計条件

項目	数量	単位	備考
総人口（夜間人口）	355,213	人	令和 2 年国勢調査
避難者数 [※]	86,748	人	
a. 避難所への避難者数	57,832	人	全壊、半壊、焼失による避難者数。避難所避難者数の割合約 67% [※]
b. 断水による仮設トイレ必要人数	46,838	人	上水道断水率 31.5% [※]
災害時におけるし尿収集必要人数	104,670	人	a + b

※首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年東京都防災会議）

- ・区内においては、下水道に接続していない汲み取り便所があるため、平常時よりし尿処理が実施されている。水洗化区域人口に対する比率が小さいため今回は考慮しないものとする。上記の理由から、水洗化人口は、下水道普及率がほぼ 100%であるため、総人口と同じとする。

避難所への避難者数に基づき推計すると、98,314L/日のし尿が発生する。

また、断水による仮設トイレ必要人数を加えた人数に基づき推計すると、全体で177,939L/日のし尿が発生する。

し尿収集必要量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1日1人平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × ③1人1日平均排出量

出典 特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

表 6-2 推計結果

項 目	数 量	単 位	備 考
避難所への避難者数に基づく量	98,314	L/日	aに基づく量
断水による仮設トイレ必要人数に基づく量	79,625	L/日	bに基づく量
し尿収集必要量 (全体)	177,939	L/日	a + bに基づく量
① 仮設トイレ必要人数	104,670	人	a + b
a. 避難所への避難者数	57,832	人	被害想定による避難人口
b. 断水による仮設トイレ 必要人数	46,838	人	被害想定による断水による避難者数
② 非水洗化区域し尿収集人口	0	人	
③ 1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	

2 バキューム車での収集が必要となるし尿発生量の推計

【前提条件】

- ・ 1 の推計により、災害時におけるし尿収集必要人数は、避難所への避難者数 57,832 人と断水による仮設トイレ必要人数 46,838 人の合計 104,670 人とする。
- ・ マンホールトイレ、仮設トイレは 1 基あたり 1 日 50 人が使用すると仮定する。
- ・ マンホールトイレは 638 基設置されている。（令和 6 年 4 月 1 日時点）。
- ・ し尿の 1 人 1 日平均排出量は、1.7L／人・日とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{バキューム車での収集が必要となるし尿の発生量} \\
 & = \text{仮設トイレ必要人数} \times \text{し尿の 1 人 1 日平均排出量} \\
 & = (\text{①災害時におけるし尿収集必要人数} - \text{②マンホールトイレ利用人数}) \\
 & \quad \times \text{③し尿の 1 人 1 日平均排出量}
 \end{aligned}$$

表 6-3 推計結果

項 目	数 量	単 位
バキューム車での収集が必要となるし尿の発生量 災害時におけるし尿収集必要人数を用いて推計した場合	123,709	L／日
上記のうち、避難所への避難者数を用いて推計した場合	44,084	L／日
①災害時におけるし尿収集必要人数	104,670	人
上記のうち、避難所への避難者数	57,832	人
②マンホールトイレ利用人数	31,900	人
③ 1 人 1 日平均排出量	1.7	L／人・日

3 携帯トイレ等での処理が必要となるし尿発生量の推計

【前提条件】

- ・携帯トイレ等は、排泄後給水ポリマー等で固形化するタイプのもので、簡易トイレや自動ラップ式トイレを使用したものも含まれる。
- ・発災直後、仮設トイレ等が未設置の際に区の備蓄する携帯トイレ等を使用するものと仮定する。
- ・災害時におけるし尿収集必要人数は以下のとおりとする。

表 6-4 推計条件

項目	数量	単位	備考
避難所への避難者数	57,832	人	
災害時におけるし尿収集必要人数（上記に断水による仮設トイレ必要人数を加えたもの）	104,670	人	

- ・し尿の1人1日平均排出量は、1.7L／人・日とする。
- ・し尿の比重を1.0と仮定し、発生容量＝発生重量と推計する。

携帯トイレ等での処理が必要となるし尿発生量の推計

＝①し尿の全体量-②便槽型仮設トイレ及びマンホールトイレで処理するし尿量

表 6-5 推計結果

項目	数量	単位	備考
避難所への避難者数を用いて推計した場合			
し尿発生重量	98,314	Kg/日	比重1.0
し尿発生量	98,314	L/日	①-②
災害時におけるし尿収集必要人数を用いて推計した場合			
し尿発生重量	177,939	Kg/日	比重1.0
し尿発生量	177,939	L/日	①-②

資料7 し尿処理に必要な資機材量の推計結果

1. バキューム車の必要台数の推計方法

【前提条件】

- ・バキューム車で収集が必要なし尿発生量は、災害時におけるし尿収集必要人数を用いて推計した 123,709 L/日とする。
- ・マンホールトイレ利用者数を除くものとする。
- ・バキューム車の積載量は、1台あたり 3,000 L*とする。
- ・1台1日あたりの処理回数は、区内の指定マンホールに投入することを想定する場合は、1日3往復/台とする。また、処理施設（水再生センター）に搬入する場合は、1日2往復/台とする。

※特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの推計方法による。今後、環境省の災害廃棄物対策指針技術資料の更新や特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの改定があった場合は見直す。

1日あたり必要台数

= 収集が必要なし尿発生量 / バキューム車の積載量 / 1台1日あたりの処理回数

表 7-1 推計結果

項 目	数 量	単 位
区内の指定マンホールに投入することを想定する場合	約 14	台/日
処理施設に搬入する場合	約 21	台/日
収集が必要なし尿発生量	123,709	L/日

2. 携帯トイレ等回収車両の必要台数の推計方法

【前提条件】

- ・携帯トイレ等での処理が必要なし尿発生量は、以下のとおりとする。

表 7-2 推計条件

項 目	数 量	単 位
避難所への避難者数に基づくし尿発生量	98,314	L/日
災害時におけるし尿収集必要人数（上記に断水による仮設トイレ必要人数を加えたもの）に基づくし尿発生量	177,939	L/日

- ・資源回収等に使用する平ボディ車を想定し、積載量は1台あたり 2,000kg（2トン）*とする。
- ・1台1日あたりの処理回数は、1日5往復/台とする。

- ・ 平常時における可燃ごみの収集作業で小型プレス車（最大積載量2トン、ごみを満載はしない）がシングル作業を行う場合の作業回数が概ね5～6回／日程度である。災害時には携帯トイレを満載することと、道路状況等を考慮して1日5往復／台と仮定する。

※特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの推計方法による。今後、環境省の災害廃棄物対策指針技術資料の更新や特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの改定があった場合は見直す。

1日あたり必要台数

= 収集が必要なし尿発生量 / 平ボディー車の積載量 / 1台1日あたりの処理回数

表 7-3 推計結果

項 目	数 量	単 位
避難所への避難者数に基づく平ボディー車の必要台数	約 10	台/日
災害時におけるし尿収集必要人数（上記に断水による仮設トイレ必要人数を加えたもの）に基づく平ボディー車の必要台数	約 18	台/日

3. 便槽型仮設トイレの必要台数の推計方法

避難所への避難者は、57,832人、さらに断水による仮設トイレ必要人数を加えると104,670人となる。

マンホールトイレ利用者を考慮した便槽型仮設トイレの必要基数は、避難所への避難者数で推計すると519基、さらに断水による仮設トイレ必要人数を加え災害時におけるし尿収集必要人数に基づき推計すると、1,456基となる。

ただし、上記は区内避難所における配水管の耐震化状況を考慮しない最大数量である。東京都水道局において区内全避難所への供給ルートの配水管及び給水管の耐震化を完了しているほか、東京都下水道局において区内全避難所の下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了している。また、区においても学校施設内の排水管等の耐震化を順次進めている。そのため、排水管等に被害がなく水洗トイレを利用可能な場合には、実際に必要となる仮設トイレは1,456基よりも少なくなる想定である。また、断水による仮設トイレ必要人数については上水道支障率を考慮して算出しているが、この内、あらかじめ避難所や家庭に備蓄している携帯トイレ等を使用するケースや、排水用の生活用水を別途確保できるケースがあることを考慮すると、収集が必要となるし尿発生量はさらに少なくなると考えられる。

なお、区における仮設トイレの備蓄数は480基となっている。（令和6年4月1日時点）

表 7-4 推計条件

項目	数量	単位	備考
避難所への避難者数	57,832	人	
災害時におけるし尿収集必要人数（上記に断水による仮設トイレ必要人数を加えたもの）	104,670	人	

仮設トイレ必要設置数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

②仮設トイレ設置目安＝避難者50人あたり1基

表 7-5 推計結果

項目	数量	単位
仮設トイレ必要設置数		
避難所への避難者数に基づく設置数	519	基
災害時におけるし尿収集必要人数に基づく設置数	1,456	基
仮設トイレ必要人数（推計条件の人数からマンホールトイレ利用人数を引いた人数）		
避難所への避難者数に基づく必要人数	25,932	人
災害時におけるし尿収集必要人数に基づく必要人数	72,770	人
マンホールトイレ利用人数	31,900	人
②仮設トイレ設置目安	50	人/基

【ごみ処理に関する資料】

資料8 生活ごみ、避難所ごみ量の推計結果

1 災害時のごみ発生量の推計

【前提条件】

- ・発生原単位は、ごみ排出量の実績（令和5年度）により、524.9g/人・日を設定する。（可燃ごみが409.6g/人・日、不燃ごみが0.9g/人・日、資源物が114.4g/人・日）
- ・さらに、東日本大震災前後における岩手県・宮城県内の被災市町村におけるごみ量増加実績分（平均23g/人・日の増加）を加算して推計する。
- ・区の総人口は357,330人、総世帯数は260,560世帯とする。（1世帯平均人口は、約1.7人、令和5年10月1日）

災害時のごみの発生量

$$= \text{①人口 (人)} \times (\text{②発生原単位 (g/人・日)} + \text{③ごみ量増加実績 (g/人・日)})$$

表8-1 推計結果

項 目	数 量	単 位
①人口	357,330	人
②発生原単位	524.9	g/人・日
③ごみ量増加実績	23	g/人・日
発生原単位計 (②+③)	547.9	g/人・日
災害時の生活ごみ発生量 (全体)	195,769,178	g/日
(単位変換)	約196	t/日
(年換算)	約71,456	t/年

2 避難所ごみ

【前提条件】

- ・避難者数に応じて、避難所ごみの発生量を推計する。推計手法は、災害時のごみ発生量の推計方法に準ずる。
- ・発生原単位は、ごみ排出量の実績（令和5年度）により、524.9 g/人・日を設定する。（可燃ごみが409.6 g/人・日、不燃ごみが0.9 g/人・日、資源物が114.4 g/人・日）
- ・都心南部直下地震（冬の夕方・風速8 m/s）を想定した避難者数57,832人を前提とする。（首都直下地震等による東京の被害想定（令和6年東京都防災会議）における避難者数86,748人に避難所避難者数の割合（約67%）を乗じて算出。）

避難所ごみの発生量

=①避難者数（人）×（②発生原単位（g/人・日）+③ごみ量増加実績（g/人・日））

表 8-2 推計結果

項 目	数 量	単 位
①避難者数	57,832	人
②発生原単位	524.9	g/人日
避難所ごみの発生量	30,354,086	g/日
（単位変換）	約 30	t/日

【区立公園等に関する資料】

資料9 仮置場等候補地に関する資料

1 仮置場等候補地について

区内においては、地域によって災害廃棄物の発生推計量が異なっており、実際の災害時にも地域差が生じると考えられる。発災後は、被災状況や災害廃棄物の発生量、処理の進捗状況に合わせて仮置場等の開設場所を決定する。

仮置場等の候補地となる区内オープンスペース、国・都用地等のうち、ここでは、候補地の一つである区立公園等の位置図を示す。

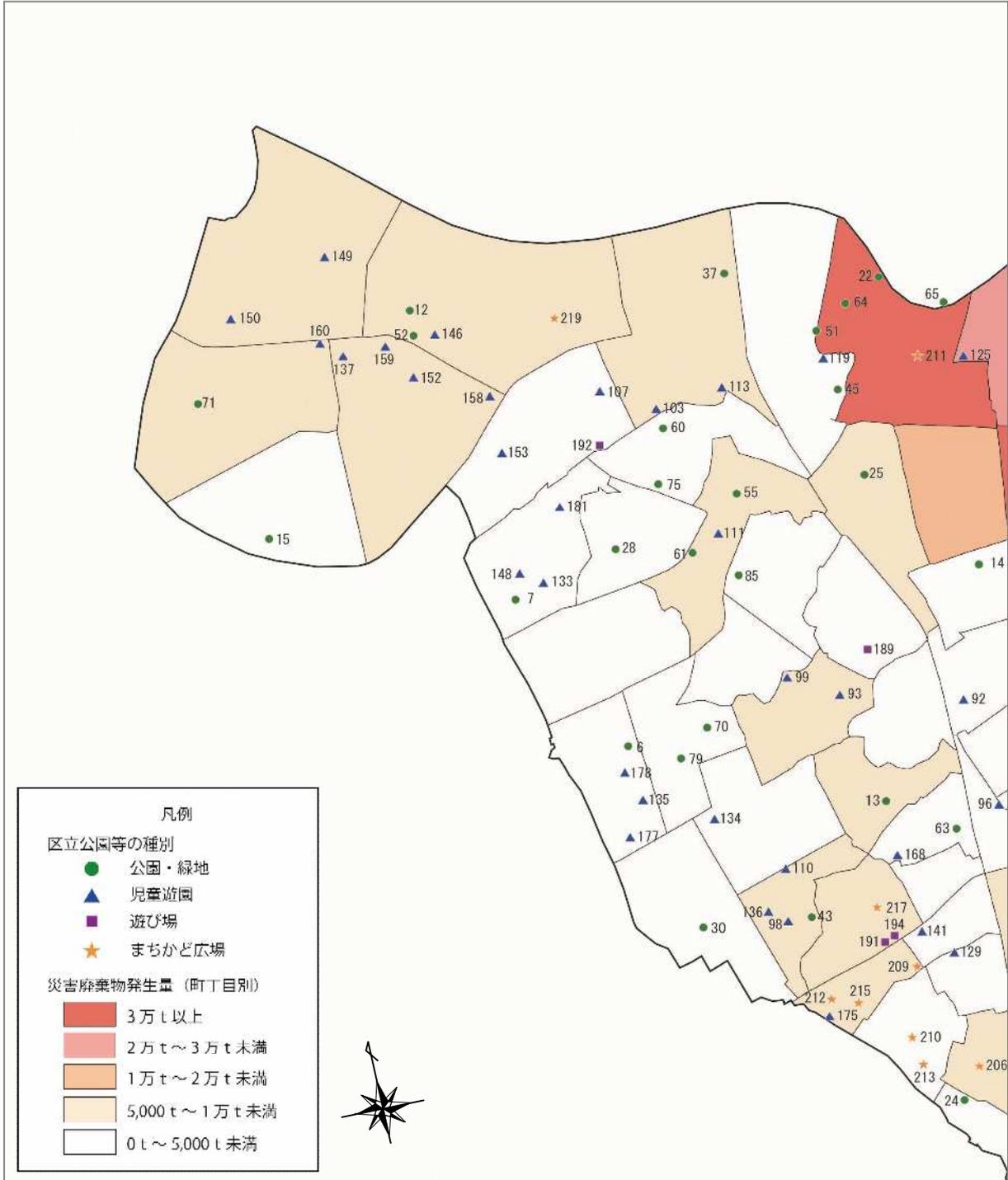


図9-1 区立公園等位置図（区北西部）

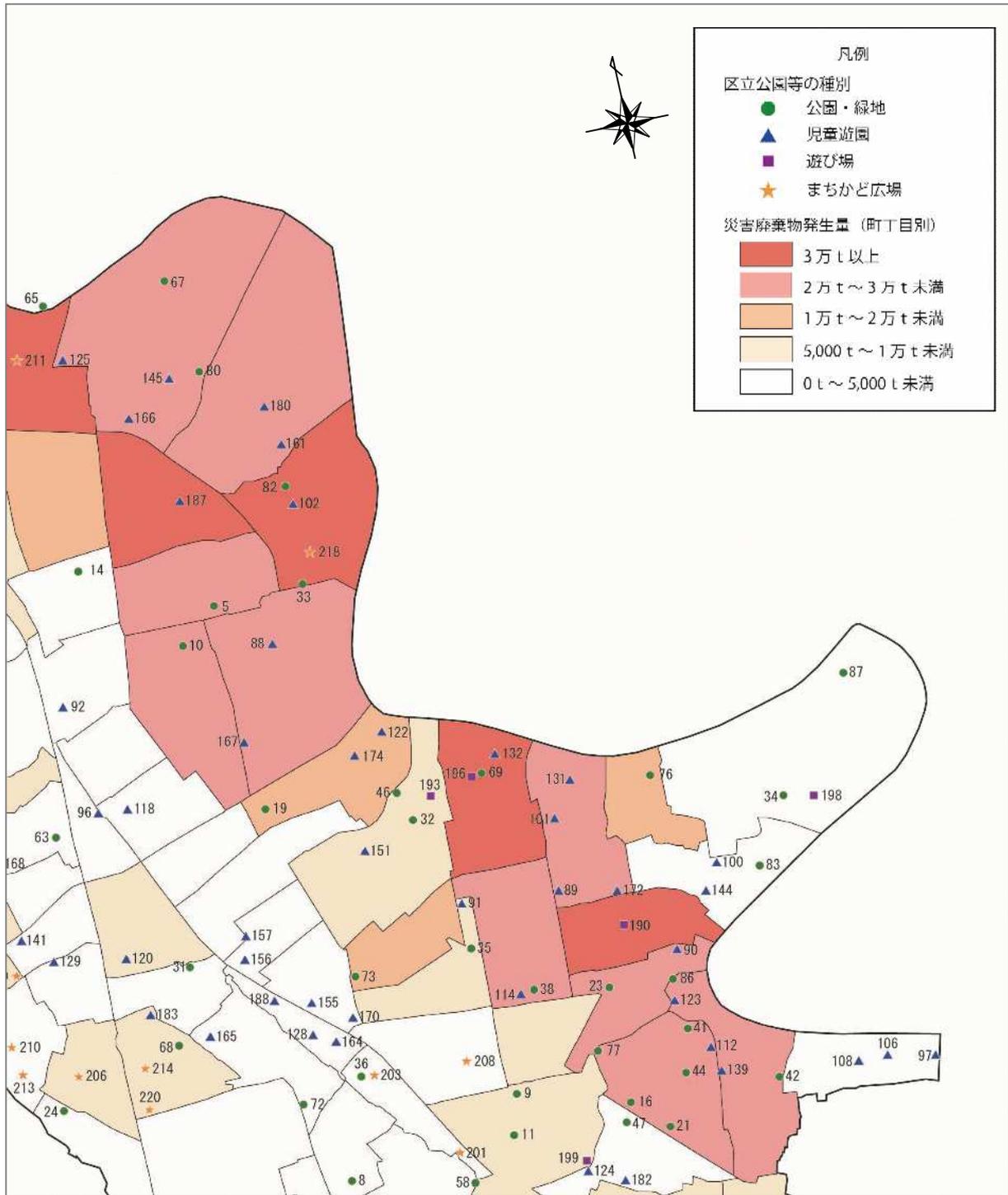


図 9-2 区立公園等位置図（区北東部）

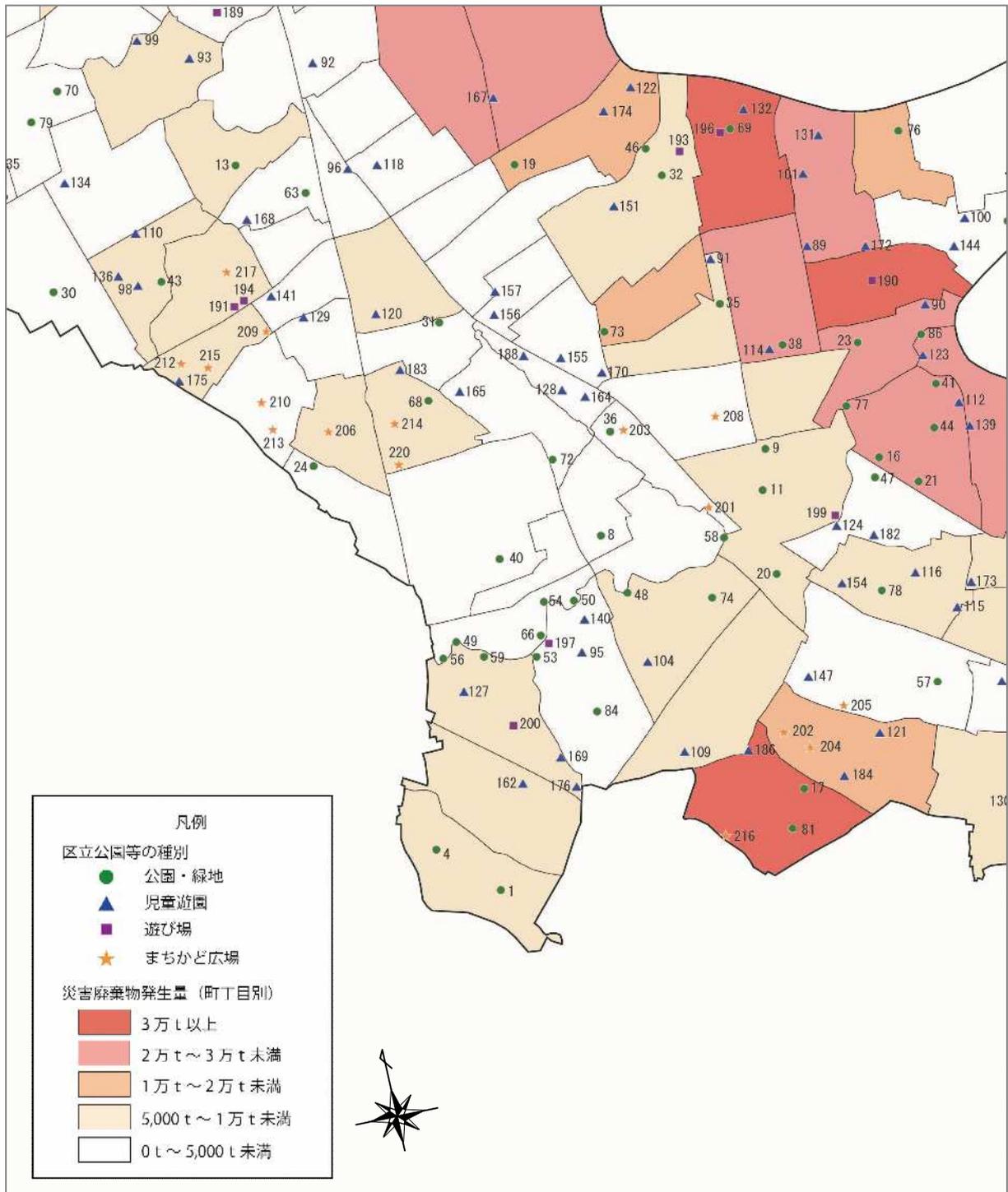


図 9-3 区立公園等位置図（区南西部）

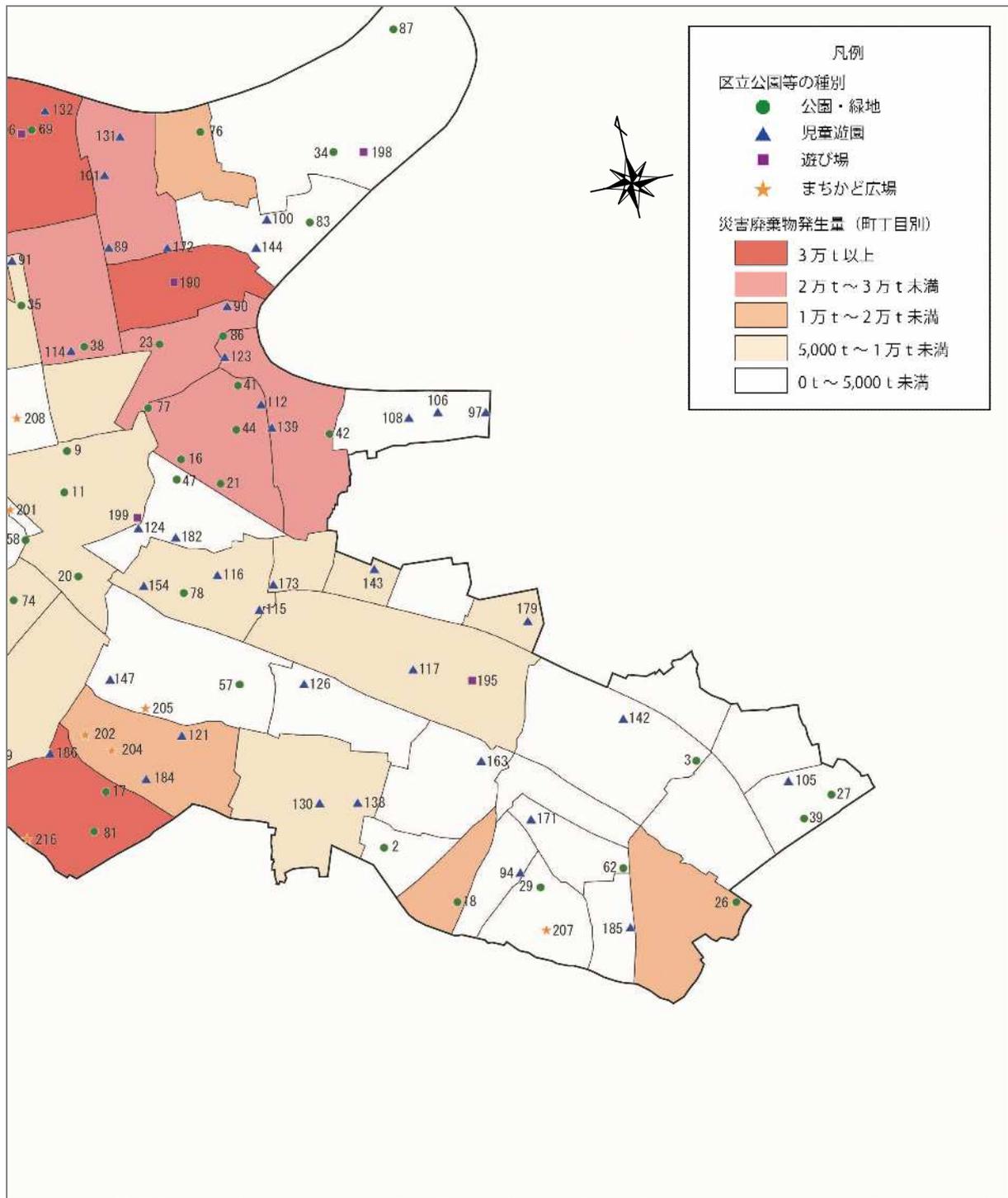


図 9-4 区立公園等位置図（区南東部）

表 9-1 区立公園等の所在地及び面積等一覧

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	用途						浸水
				いつ と き 集 合 場 所	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地	災 害 用 給 水 所 ・ 給 水 拠 点 等	災 害 時 臨 時 離 着 陸 場 候 補 地	自 衛 隊 災 害 時 活 動 拠 点	災 害 備 蓄 倉 庫	
公園・緑地										
1	南谷端公園	滝野川7-42-1	7,145	○						
2	西中里公園	中里2-15-1	2,120	○						
3	東田端公園	東田端2-5-18	1,914	○						○
4	北谷端公園	滝野川7-14-1	3,191	○	○					
5	志茂町公園	志茂1-5-1	2,602	○						○
6	島下公園	赤羽西6-10-12	3,396	○						
7	袋町公園	赤羽北3-11-10	7,163	○						
8	王子本町公園	王子本町2-29-8	1,740	○						
9	柳田公園	王子1-20-1	2,300	○						○
10	北運動公園	神谷2-47-6	24,446	○	○	○			○	○
11	王子駅前公園	王子1-7-1	1,769							○
12	浮間北公園	浮間1-11-11	3,132	○						○
13	稲付公園	赤羽西3-19-5	7,900	○	○					
14	赤羽公園	赤羽南1-14-17	11,533	○	○					○
15	浮間つり堀公園	浮間5-4-19	3,361							○
16	東王子公園	堀船2-19-18	718							○
17	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	2,172	○						
18	東中里公園	中里1-12-2	1,646							
19	神谷南公園	神谷1-32-4	806	○						○
20	飛鳥山公園	王子1-1-3	73,788	○	○					
21	堀船公園	堀船2-10-5	3,005	○	○					○
22	新荒川大橋緑地	赤羽2-29先	91,718							○
23	豊島公園	王子6-3-45	6,045	○	○					○
24	十条公園	十条台2-5-13	2,486							
25	赤羽東公園	赤羽1-43-1	779	○						○
26	田端台公園	田端1-28-23	3,387	○	○					
27	田端新町公園	田端新町1-22-18	1,671	○						○
28	桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7-43	50,988	○	○					
29	田端公園	田端3-23-24	1,658							
30	稲付西山公園	西が丘3-10-3	8,265	○						
31	中十条公園	中十条2-12-12	728							
32	王子五丁目公園	王子5-17-26	1,908	○						○
33	志茂東公園	志茂3-46-8	2,728	○						○
34	東豊島公園	豊島5-5-15	13,211						○	○
35	王子三丁目公園	王子3-23-33	985							○
36	名主の滝公園	岸町1-15-25	20,413	○	○					○
37	荒川赤羽緑地	赤羽3-29-22先	57,590							○
38	王子六丁目公園	王子6-2-60	1,637							○
39	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	994	○						○
40	中央公園	十条台1-2-1外	79,243		○	○	○			

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	用途						浸水
				いつとぎ集合場所	応急仮設住宅建設予定地	災害用給水所・給水拠点等	災害時臨時離着陸場候補地	自衛隊災害時活動拠点	災害備蓄倉庫	
41	堀船第2公園	堀船2-27-17	1,774							○
42	白山堀公園	堀船3-11-17	2,570							○
43	西が丘三ツ和公園	西が丘2-4-1	2,016						○	
44	堀船第3公園	堀船2-22-3	1,235							○
45	赤羽三丁目公園	赤羽3-23-19	1,611	○						○
46	神谷堀公園	王子5-28	5,367							○
47	堀船一丁目公園	堀船1-15-9	1,283							○
48	音無さくら緑地	王子本町1-6先	3,530							
49	音無こぶし緑地	滝野川4-29先	1,850							
50	音無もみじ緑地	滝野川4-2先	6,271	○						
51	新河岸川緑地	岩淵町41先・赤羽3-29先	8,637						○	○
52	浮間一丁目緑地	浮間1-8-1	3,874	○						○
53	音無けやき緑地	滝野川3-77-8	1,674							
54	音無みずき緑地	滝野川4-8-10	103							
55	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	6,512	○						○
56	音無くぬぎ緑地	滝野川4-33-13	2,757	○						
57	滝野川公園	西ヶ原2-1-8	15,837	○	○				○	
58	音無親水公園	王子本町1-1-1先	5,461							○
59	音無かつら緑地	滝野川5-58-18	95							
60	赤羽台四丁目公園	赤羽台4-17-46	4,521	○						
61	赤羽緑道公園	赤羽台3-18-33	20,006	○						
62	童橋公園	田端5-1-5	1,096							
63	清水坂公園	十条仲原4-2-1	20,647	○	○					
64	荒川赤羽桜堤緑地	赤羽3-29先・岩淵町41先	12,335							○
65	荒川岩淵関緑地	岩淵町23-45先	51,929							○
66	音無えのき緑地	滝野川4-9-17	832							
67	荒川赤水門緑地	志茂5-41-82先	3,977							○
68	十条野鳥の森緑地	上十条1-22-30	1,032							
69	赤羽自然観察公園	赤羽西5-2-34	54,020			○	○			○
70	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27-1	2,840	○	○	○				
71	新河岸東公園	浮間4-27-1	49,907				○			○
72	南橋公園	中十条1-1-15	520							
73	王子四丁目公園	王子4-1-16	1,264	○						○
74	醸造試験所跡地公園	滝野川2-6-30	6,592	○						
75	赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-17-5	12,796	○						
76	豊島五・六丁目公園	豊島6-11-12	1,500							○
77	あすか緑地	豊島2-10先	3,470							○
78	栄町ふれあい公園	栄町33-2	1,575	○						○
79	赤羽スポーツの森公園	赤羽西5-2-32	35,920			○	○	○		
80	志茂ゆりの木公園	志茂5-18-1	4,248	○	○					○
81	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原4-51-62	21,878			○			○	
82	志茂三丁目小柳川公園	志茂3-26-5	2,675							○
83	豊島四丁目リバーサイド公園	豊島4-18-4	1,432							○
84	滝野川三丁目公園	滝野川3-52-1	5,123							
85	赤羽台けやき公園	赤羽台1-6-23	15,000							

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	用途						浸水
				いつとき集合場所	応急仮設住宅建設予定地	災害用給水所・給水拠点等	災害時臨時離着陸場候補地	自衛隊災害時活動拠点	災害備蓄倉庫	
86	堀船緑地	堀船3-1-6	3,082							○
87	豊島五丁目荒川緑地	豊島5-6先	55,347							○
児童遊園										
88	神谷三丁目児童遊園	神谷3-16-18	390							○
89	豊川児童遊園	豊島7-7-8	552							○
90	豊島八幡児童遊園	豊島2-19-15	653							○
91	王子三丁目児童遊園	王子3-24-1	2,421							○
92	赤羽南二丁目児童遊園	赤羽南2-7-6	1,122							○
93	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西4-6-5	528	○						
94	上田端児童遊園	田端4-18-1	326							
95	四本木児童遊園	滝野川3-61-8	690							
96	八幡山児童遊園	中十条4-15-24	3,494							
97	船方児童遊園	堀船4-13-28	1,535							○
98	西が丘二丁目児童遊園	西が丘2-14-3	220							
99	赤羽三和児童遊園	赤羽西4-27-27	1,072							
100	豊島四丁目児童遊園	豊島4-17-9	758							○
101	豊島七丁目北児童遊園	豊島7-24-4	588							○
102	志茂三丁目児童遊園	志茂3-18-3	329							○
103	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8	1,273	○						○
104	滝野川馬場児童遊園	滝野川12-30-29	780							
105	田端新町一丁目児童遊園	田端新町1-17-8	989	○						○
106	堀船四丁目児童遊園	堀船4-4-21	567							○
107	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	633	○						○
108	堀船四丁目西児童遊園	堀船4-4-35	247							○
109	大原児童遊園	滝野川1-78-8	332							
110	西が丘児童遊園	西が丘2-22-11	272							
111	赤羽台三丁目児童遊園	赤羽台3-21-35	251						○	
112	堀船二丁目児童遊園	堀船2-25-13	441							○
113	赤羽北児童遊園	赤羽北1-5-4	236							○
114	王子六丁目児童遊園	王子6-2-60	787							○
115	栄町南児童遊園	栄町7-12	244							○
116	栄町北児童遊園	栄町24-12	205							○
117	上中里二丁目児童遊園	上中里2-13-15	308							○
118	東十条五丁目児童遊園	東十条5-13-2	364	○						○
119	赤羽三丁目児童遊園	赤羽3-26-8	720							○
120	中十条三丁目児童遊園	中十条3-7-1	365							
121	西ヶ原三丁目児童遊園	西ヶ原3-19-8	308							
122	宮堀児童遊園	神谷1-6-21先	269							○
123	堀船三丁目児童遊園	堀船3-1-16	1,246							○
124	堀船一丁目児童遊園	堀船1-5-6	374							○
125	志茂五丁目児童遊園	志茂5-39-3	324							○
126	上中里一丁目児童遊園	上中里1-38-1	226							
127	滝野川五丁目児童遊園	滝野川5-42-32	431							
128	岸町二丁目児童遊園	岸町2-5-16	326							○
129	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	333							
130	旧古河庭園児童遊園	西ヶ原1-27-3	322							

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	用途					浸水
				い つ と き 集 合 場 所	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地	災 害 用 給 水 所 ・ 給 水 拠 点 等	災 害 時 臨 時 離 着 陸 場 候 補 地	自 衛 隊 災 害 時 活 動 拠 点	
131	豊島七丁目児童遊園	豊島7-31-1	826						○
132	豊島八丁目児童遊園	豊島8-33-11	452						○
133	赤羽北三丁目児童遊園	赤羽北3-18-8	794						
134	西が丘一丁目児童遊園	西が丘1-44-7	697						
135	赤羽西六丁目児童遊園	赤羽西6-3-10	490						
136	西が丘南児童遊園	西が丘2-15-10	355						
137	浮間中央児童遊園	浮間3-34-21	710						○
138	西ヶ原一丁目児童遊園	西ヶ原1-9-4	350						
139	堀船三丁目西児童遊園	堀船3-16-3	425						○
140	滝野川三丁目児童遊園	滝野川3-80-3	700					○	
141	十条仲原二丁目児童遊園	十条仲原2-15-14	53						
142	東田端二丁目児童遊園	東田端2-13-7	566						○
143	昭和町児童遊園	昭和町3-9-10	1,192						○
144	豊島四丁目南児童遊園	豊島4-14-1	267						○
145	志茂五丁目東児童遊園	志茂5-21-12	273						○
146	浮間一丁目児童遊園	浮間1-7-13	1,038						○
147	西ヶ原二丁目児童遊園	西ヶ原2-19-11	700						
148	赤羽北三丁目第一児童遊園	赤羽北3-14-6	806						
149	浮間二丁目東児童遊園	浮間2-2-5	606						○
150	浮間二丁目西児童遊園	浮間2-26-44	1,646						○
151	王子五丁目児童遊園	王子5-2-13	1,078						○
152	浮間三丁目児童遊園	浮間3-24-14	729						○
153	袋児童遊園	赤羽北2-22-10	832						○
154	栄町西児童遊園	栄町40-2先	324						○
155	東十条一丁目高架下児童遊園	東十条1-7先	621						○
156	東十条二丁目高架下児童遊園	東十条2-1-14	465						○
157	地藏坂下児童遊園	東十条3-18-44	107						○
158	北赤羽駅高架下児童遊園	浮間3-1-51	761						○
159	浮間三丁目高架下児童遊園	浮間3-32-3	605						○
160	浮間四丁目高架下児童遊園	浮間4-1-9	568						○
161	志茂四丁目児童遊園	志茂4-46-6	1,322						○
162	滝野川菊谷児童遊園	滝野川6-43-1	469						
163	中里三丁目児童遊園	中里3-22-9	1,472						
164	ちんちん山児童遊園	岸町2-1-11先	746						○
165	中十条一丁目児童遊園	中十条1-20-9	437						
166	志茂五丁目南児童遊園	志茂5-4-11	329						○
167	神谷三丁目南児童遊園	神谷3-37-4	360						○
168	十条仲原四丁目児童遊園	十条仲原4-10-5	385						
169	八幡通り児童遊園	滝野川5-10-1	899						
170	東十条南児童遊園	東十条1-2-1	1,477						○
171	田端西台児童遊園	田端5-14-1	380						
172	豊島七丁目南児童遊園	豊島7-4-1	744						○
173	上中里三丁目児童遊園	上中里3-12-4	617						○
174	神谷一丁目児童遊園	神谷1-5-11	313						○
175	上十条四丁目児童遊園	上十条4-17-2	452						

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	用途						浸水
				い つ と き 集 合 場 所	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地	災 害 用 給 水 所 ・ 給 水 拠 点 等	災 害 時 臨 時 離 着 陸 場 候 補 地	自 衛 隊 災 害 時 活 動 拠 点	災 害 備 蓄 倉 庫	
176	こはら児童遊園	滝野川5-1先	329							
177	赤羽西六丁目第二児童遊園	赤羽西6-38-4	371							
178	赤羽西六丁目第三児童遊園	赤羽西6-8-1	493							
179	昭和町ふれあい児童遊園	昭和町1-5-14	645							○
180	志茂四わかば児童遊園	志茂4-31-1	1,072	○						○
181	北園児童遊園	北赤羽3-6-1	646							
182	堀船一丁目いこい児童遊園	堀船1-23-1	629							○
183	上一ふれあい児童遊園	上十条1-16-15	525							
184	谷戸さんさん児童遊園	西ヶ原3-59-16	926							
185	田端二丁目児童遊園	田端2-6-15	488							
186	道音坂児童遊園	滝野川1-32-2	564							
187	志茂二丁目児童遊園	志茂2-30-12	277							○
188	いがしら児童遊園	岸町2-9-11	345							○
遊び場										
189	稲付遊び場	赤羽西1-24-24	134							
190	豊島三丁目遊び場	豊島3-7	1,462							○
191	上十条五丁目緑地	上十条5-4-2	315							
192	赤羽諏訪緑地	赤羽北2-3-1	2,717							○
193	王子五丁目遊び場	王子5-22-3	123							○
194	上十条五丁目東緑地	上十条5-3-1	438							
195	上中里二丁目広場	上中里2-2先外	2,274							○
196	豊島八丁目遊び場	豊島8-30-20	2,500	○						○
197	紅葉遊び場	滝野川3-78-3	267							
198	豊島五丁目遊び場	豊島5-6-1	7,940				○			○
199	堀船一丁目高架下遊び場	堀船1-7先	1,085							○
200	宮元遊び場	滝野川5-24-3	136							
まちかど広場										
201	権現坂	岸町1-4	43							○
202	西ヶ原三丁目	西ヶ原3-41	123							
203	名主の滝	岸町1-15	88	○		○				○
204	西ヶ原三丁目南	西ヶ原3-32-9	90							
205	ゲーテ記念館前	西ヶ原2-36-2	82							
206	上十条二丁目	上十条2-14	101							
207	田端三丁目まちかど広場	田端3-13	33							
208	王子二丁目まちかど広場	王子2-15-17	124							○
209	上十条四丁目まちかど広場	上十条4-1-1	86							
210	上三ふれあい広場	上十条3-8	117							
211	岩淵かっぱ広場	岩淵町28	117							○
212	上四虹ひろば	上十条4-12-14	116							
213	上三ふじ広場	上十条3-2-10	79							
214	上一西防災ふれあい広場	上十条1-19-8	269							
215	上四みんなの広場	上十条4-14-14	163							
216	西部つどい広場	西ヶ原4-59-3	133							
217	上五防災ふれあい広場	上十条5-25-9	103							

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	用途					浸水	
				い つ と き 集 合 場 所	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地	災 害 用 給 水 所 ・ 給 水 拠 点 等	災 害 時 臨 時 離 着 陸 場 候 補 地	自 衛 隊 災 害 時 活 動 拠 点		災 害 備 蓄 倉 庫
218	しもさん広場	志茂3-9-16	217							○
219	浮間地区荒川防災ステーション	浮間1-3先	17,408							
220	上-防災広場	上十条1-7先	1,087							

- ※1 表中の面積は各公園の総面積であり、樹木や遊具等があるため、仮置場等として利用する面積としては、この面積より少なくなること留意する必要がある。
- ※2 各用途については、東京都北区地域防災計画に基づいて作成した。なお、このほか自主防災組織の活動拠点となる場合がある。
- ※3 浸水については、東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～（2024年3月）に基づき、浸水が想定される区立公園等に「○」を記載した。

北区災害廃棄物処理計画

令和7年3月発行 刊行物登録番号 6-1-136

発行：東京都北区生活環境部リサイクル清掃課

〒114-0002 東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル

電話 03-3908-8538（直通）

